主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人志貴三示の上告趣意について。

所論は、量刑不当を主張するに帰するから、刑訴四○五条に当らないし、また、 同四一一条を適用すべきものとも思われない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号に従い裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二五年一一月二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	齌	藤	悠	輔
裁判官	澤	田	竹治	郎
裁判官	岩	松	Ξ	郎